

No.	項目	質問	回答
1	基本事項	荒廃農地の定義は何か。	人力・農業用機械で草刈り・耕起・伐根・整地等を行うことにより耕作可能になる状態の農地や、草刈り等では直ちに耕作することができず、基盤整備事業の実施などが必要となる状態の農地のことです。 判断に迷う場合は担当までお問い合わせください。
2	基本事項	口約束や相続による所有権の移転、貸借をしている農地は対象になるか。	(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項 (2) 農業経営基盤強化促進法第7条第1項 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項 のいずれかに基づく権利設定をされた農地が対象となるため、口約束や相続に基づく所有権の移転、貸借は対象になりません。
3	基本事項	使用貸借だけでなく、賃貸借する荒廃農地も本事業の対象となるか。	賃貸借する農地も対象となります。
4	基本事項	1人の農業者が複数の事業を申請することは可能か。	1年度につき1事業が申請の上限となります。
5	基本事項	申請者自らが再生作業等を行う場合、労務費に対する補助はあるか。	申請者自らが実施する再生作業等においては、労務費は対象となりません。
6	応募関係	対象農地が青地か白地かわからない。	担当で確認できるので、不明な場合は担当までお問い合わせください。
7	応募関係	応募時に提出する位置図に所定の様式はあるか。	任意の様式で構いませんが、客観的に見て農地の所在地が把握できる位置図をご提出ください。
8	応募関係	応募時に提出する参考見積書に所定の様式はあるか。	任意の様式で構いませんが、見積書には業者等の押印がされていることをご確認のうえご提出ください。
9	応募関係	事前チェックリスト「③対象農地の権利設定について」に記載する権利発生年月日について、 <u>農地中間管理事業による貸借</u> を行った場合は、どの日付を記入すればよいか。	静岡県農業振興公社から発出された「農用地等の貸付について（通知）」に記載されている始期日を権利発生年月日として記入してください。
10	応募関係	事前チェックリスト「③対象農地の権利設定について」に記載する権利発生年月日について、 <u>農地法第3条に基づく所有権移転</u> を行った場合は、どの日付を記入すればよいか。	登記簿に記載されている、所有権移転日を権利発生年月日として記入してください。 そのため、所有権移転登記が完了していることが条件となります。

11	応募関係	事前チェックリスト「③対象農地の権利設定について」に記載する権利発生日について、 <u>農地法第3条に基づく貸借</u> を行った場合は、どの日付を記入すればよいか。	農業委員会事務局から発出された許可指令書の通知日を権利発生日年月日として記入してください。
12	応募関係	対象農地の条件の一つに「令和8年1月1日までに所有権が移転又は貸借が開始されるものに限る。」とあるが、これから農業中間管理事業による貸借手続きを行う予定の農地にて補助申請を行いたい。しかし農協における貸借手続き期間が6/13（金）までだが、この期限内に手続きしなければならないか。	農協窓口での貸借手続き期間を過ぎても7/18（金）までは、農地利用課にて手続きを行うことができますので、担当までお問い合わせください。 ただし農地の出し手と受け手の間の利用調整が整っているものに限りします。
13	再生事業等	再生作業等はいつから実施可能か。	事業への応募締切後、担当から事業の採否通知を送付いたします。採択された場合は、補助金交付申請書類を提出していただき、その後補助金交付決定通知が送付（10月頃を予定。）され次第、再生作業等を開始または委託契約の締結が可能となります。
14	その他	予算を超える応募があった場合の事業採否に係る選考は、どのような条件で行われるのか。	申請者が認定新規就農者であること、対象農地が青地であること、単位面積当たりの費用が安価であること、対象農地が既に耕作している農地に隣接しており集約が図られること等を総合的に勘案して選考を行います。
15	その他	来年度以降も今年度同様の補助率、上限額でこの補助制度が継続するか。	予算編成等の状況によっては、補助制度が変更となる場合があります。

R7.5.30時点